

○辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱

平成28年9月1日

告示第12号

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱（平成15年辰野町告示第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、辰野町木造住宅耐震補強補助事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次に掲げる要件全てに該当する住宅をいう。ただし、規模等により
（一財）日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」内で定義された一般診断法が適用できないものを除く。
ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。以下同じ。）
イ 木造在来工法の住宅
ウ 長屋及び共同住宅（賃貸住宅を除く。）以外の個人所有の住宅
- (2) 診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録要綱第2の規定により、知事が登録した者をいう。
- (3) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルによる精密耐震診断の方法に基づき、既存木造住宅の耐震診断を実施すること。
- (4) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため長野県が設置した委員会をいう。
- (5) 総合評点 既存木造住宅における精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分による。
- (6) 耐震補強工事 耐震改修設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う補強工事で、改修後の総合評点が0.7以上かつ改修前の総合評点を上回るものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 診断士による精密耐震診断の結果、総合評点1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事(これと同等に耐震性能が向上する工事として長野県建築物構造専門委員会が認めた工事を含む。)又は、診断士による精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う除却工事を行うものであること。
- (2) 補助金の交付申請を行う日の属する年の前年の所得等が別表第2に掲げる金額以下であること。

(補助金の交付額等)

第4条 耐震補強工事及び除却工事に対する補助額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条に規定する耐震補強に直接要する工事費の5分の4以内の額。ただし、100万円を限度とする。
- (2) 前条に規定する除却に直接要する工事費の2分の1以内の額。ただし、83万8千円を限度とする。
- (3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項に規定する補助額から同項第3号の額を差し引いて交付するものとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強工事又は除却工事の見積書
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工したことを証明する書類で、下記のいずれかの書類の写し
 - ア 建築確認通知書
 - イ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書
 - ウ 家屋の登記簿謄本
- (3) 診断士による耐震診断報告書
- (4) 耐震補強設計図
- (5) 耐震補強工事又は除却工事計画書
- (6) 予定する耐震補強工事後における精密耐震診断計算書
- (7) 各階平面図(耐震補強工事の場合は補強前後)

- (8) 位置図、外観写真等
- (9) 所得証明書
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第6条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に前条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金額の変更

2 町長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、辰野町木造住宅耐震補強補助事業完了実績報告書（様式第8号。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書、請求書及び領収書の写し
- (2) 施工箇所毎の施工前、施工中、完了時の写真
- (3) 施工箇所及び補強内容を明記したしゅん工図面
- (4) 建築士の資格を有する者の確認を証するもの（耐震補強工事の場合）

(5) 建築業許可書又は解体工事業者の登録通知書等の写し（除却工事の場合）

(6) 耐震補強工事後における精密耐震診断計算書

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 町長は、第1項の書類の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書により記入する。この場合において、検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書により通知する。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金支払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第11条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則（平成30年8月31日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月3日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月27日告示第15号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年6月26日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

別表第2（第3条関係）

区分	金額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

（備考）

- 1 「収入金額」とは、所得税法第28条（昭和40年3月31日法律第33号）に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

辰野町長 様

申請者 住 所
氏 名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付申請書

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 工事内容 耐震補強工事 除却工事

2 建築物の概要(除却工事の場合は、除却前の建物の概要)

(1) 所在地

(2) 建設時期 年 月

(3) 面積 1階 m² 2階 m²

3 診断士による耐震診断結果

(1) 実施日 年 月 日

(2) 実施診断士氏名 登録番号
氏 名

(3) 総合評点

4 補強工事又は除却工事の概要

(1) 設計者(設計事務所の名称)

(2) 設計士 資格、登録番号及び氏名

(3) 工事の概要

(4) 施工業者

(5) 工期

5 工事費

(1) 総工事費 円

(2) 補助対象工事費 円

(3) 補助申請額 円

6 添付書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

辰野町長 印

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 3 交付条件
 - (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。
 - (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

辰野町長 様

住所
申請者
氏名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

様

辰野町長 印

辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった辰野町木造住宅耐震補強補助事業の変更については、下記のとおり承認し、これに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 承認の内容
- 3 その他

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

辰野町長 様

住所
申請者
氏名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画について、下記のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 遅滞等の内容
- 3 遅滞等の理由

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

辰野町長 印

指 示 書

年 月 日付けで報告のあった辰野町木造住宅耐震補強補助事業の遅滞等について、下記のとおり指示します。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 指示の内容

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

辰野町長 様

住所
申請者
氏名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画廃止(中止)届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた辰野町木造住宅耐震補強補助事業計画について、下記により廃止(中止)したいので届け出ます。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 廃止(中止)の理由

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

辰野町長 様

住所
申請者
氏名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた辰野町木造住宅耐震補強補助事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震補強補助事業は、耐震補強計画に基づき工事が施工されており、

補強後の総合評点が0.7以上であることを証します。

除却工事が完了したことを証します。

工事監理者 氏名

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

様

辰野町長 印

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

辰野町長 様

住所
申請者
氏名

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金支払請求書

辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業の名称 辰野町木造住宅耐震補強補助事業

2 支払請求額 円

3 振込先

振込先 金融機関名	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店(所) 支店 支所
	預金の種類	普通・当座(該当を○で囲む。)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第5条関係)
- 様式第3号 (第6条関係)
- 様式第4号 (第6条関係)
- 様式第5号 (第6条関係)
- 様式第6号 (第6条関係)
- 様式第7号 (第7条関係)
- 様式第8号 (第8条関係)
- 様式第9号 (第9条関係)
- 様式第10号 (第10条関係)